

子育てグリーン住宅支援事業事務局 殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【新築】(特例用)

子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保存し、その写しを事務局に提出するものとする。

(表)交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	
新築分譲住宅(条件付交付申請 *1 に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③ 新築賃貸用

*1：分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

締結日	令和 年 月 日
【甲】*2：補助事業者(建築事業者 / 販売事業者)	【乙】：共同事業者(建築主 / 購入者)
事業者名	氏名
代表者	☐ 死亡*4 した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である
印	印 ^{*3}
住所 〒	住所 〒

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印(法人は社印、個人事業主は実印)してください。
*2：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
*3：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。
*4：死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙③

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項

【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(※が付された項目に記入☑漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	☐ (i) 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☐ (ii) 【甲】が【乙】に現金で支払う方法	
②各費用及び想定される補助金の額 ※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること		
a) 契約金額*	円 ※①補助金の還元方法が(i)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。 ※共同住宅の場合も、契約書に記載する建築金額を記入すること。	
b) 住宅の省エネ性能と補助金額*	☒ GX 志向型住宅：補助金額 160 万円(古家の建替加算なし) ☒ 長期優良住宅：補助金額 80 万円※ ¹ (古家の建替が伴う場合 20 万円を加算※ ²) ☒ ZEH 水準住宅：補助金額 40 万円※ ¹ (古家の建替が伴う場合 20 万円を加算※ ²) ※¹：補助対象は要件を満たす賃貸住戸の 50%であるため、事務の合理化の便宜上、申請手続きにおいて補助金額を算定する際には、長期優良住宅の場合 40 万円/戸、ZEH 水準住宅の場合 20 万円/戸として計算いたします。 ※²：建替の前後において、対象の建物が共同住宅である場合には、「解体した共同住宅の住戸数」又は「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算された補助金額の交付を受けることができます。	
c) 申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	☐ 手数料の請求なし ☐ 手数料の請求あり 金額※ ³ ()円 ※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、その負担が発生する可能性があります。 ※³：本住戸の申請手続きに係る手数料	
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	☒ 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 建築物の省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベルの概要)についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/ 	

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙③

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。
- ① 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - ② 本補助金の補助対象となる新築賃貸住宅(以下、「本住宅」という。)について、補助対象が重複していない場合を除き、国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと。
 - ③ 国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する場合があること。
 - ④ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはならないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
 - ⑤ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者(甲、乙、甲又は乙の取引先、本住宅の管理会社並びに入居者等)に対して、本交付申請の情報を提供し、調査(本住宅への現地確認を含む。)を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
 - ⑥ 甲及び乙は、補助事業の完了から本事務局等が交付規程等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、本事務局等の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。)
 - ⑦ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。
 - ⑧ 前各号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
 - ⑨ 甲から本事務局に提出した乙及び、甲又は乙以外の第三者の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2025 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。甲が、乙以外の第三者の個人情報本事務局に提供するに当たっては、当該第三者からその旨、並びに提出された個人情報(前記(i)及び(ii)のプライバシーポリシーに従って利用、保存及び管理されることについて、同意を取得すること。
(i) <https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/privacy/>
(ii) <https://kosodate-green.mlit.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

- 甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)が該当しないことを含む。
- ① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む。)
 - ② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む国費が充当された他の補助金の交付を受けていないことを甲に申告する。

第3条(交付申請等)

- 本補助金に係る一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料(交付申請に必要な書類の取得に要する費用等は含まない。以下、「手数料」という。)及びその他諸費用(振込手数料等)の負担が生じる場合、甲はその内訳をよく説明し、本規約に手数料の金額を明記しなければならない。
 - 3 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が正しく提出されるまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
 - 4 本補助金の交付後であっても、乙は、所定の要件を満たす入居者募集を行い(第三者に委託して入居者募集を行わせることを含む。)、入居者との賃貸借契約の状況等、当該募集状況等を甲へ報告するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。
 - 5 乙は、本補助金の交付決定を受けた本住宅が、本補助金のホームページ上において「子育てグリーン【賃貸】住宅」として公表されることを確認し、一般消費者から本住宅についての問い合わせがあった場合には適切に当該問い合わせに応じなければならない。

第4条(本補助金の支払と還元)

本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うこと

で交付される。

① 令和7年度末

② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日

- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
 - ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法(ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。)
- 3 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
- 4 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
- 5 甲は、第1項の補助金支払日又は令和8年3月31日(以下、「最終支払日」という。)までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条(本規約の解除)

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより(ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより)本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
 - ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
 - 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。

- ① 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - ② 第1条第2項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
 - ③ 第2条において虚偽の申告をした場合
 - ④ その他、事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条(補助金の返還等)

- 第1条第2項の⑧により補助金の交付を受けることができなかった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 事務局等は、第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

令和7年6月制定

子育てグリーン住宅支援事業事務局 殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【新築】(特例用)

子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保存し、その写しを事務局に提出するものとする。

(表)交付申請する新築住宅に応じた別紙

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	
新築分譲住宅(条件付交付申請 *1 に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
賃貸住宅	別紙③ 新築賃貸用

*1：分譲住宅において住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を登録し行う交付申請

締結日	令和 7 年 ● 月 ▲ 日
【甲】*2：補助事業者(建築事業者 / 販売事業者)	【乙】：共同事業者(建築主 / 購入者)
事業者名 株式会社子育てグリーン住宅	氏名 ☒ 死亡*4した契約者(本来の共同事業者)の法定相続人である
代表者 子育て グリーン	賃貸 次郎
住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2025番1号	住所 〒105-xxxx 東京都港区△△町 1-1-1

契約書の締結者と同じ者が記名及び押印(法人は社印、個人事業主は実印)してください。

*2：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

*3：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

*4：死亡したことが確認できる住民票の除票の写し等を交付申請時に添付する必要があります。

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙③

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項

【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(※が付された項目に記入漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	☒ (i) 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☐ (ii) 【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②各費用及び想定される補助金の額 ※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること	
a) 契約金額*	50,000,000 円 ※①補助金の還元方法が(i)である場合、補助金相当額を差し引く前の金額を記入すること。 ※共同住宅の場合も、契約書に記載する建築金額を記入すること。
b) 住宅の省エネ性能と補助金額*	☐ GX 志向型住宅：補助金額 160 万円(古家の建替加算なし) ☐ 長期優良住宅：補助金額 80 万円※ ¹ (古家の建替が伴う場合 20 万円を加算※ ²) ☒ ZEH 水準住宅：補助金額 40 万円※ ¹ (古家の建替が伴う場合 20 万円を加算※ ²) ※¹：補助対象は要件を満たす賃貸住戸の 50%であるため、事務の合理化の便宜上、申請手続きにおいて補助金額を算定する際には、長期優良住宅の場合 40 万円/戸、ZEH 水準住宅の場合 20 万円/戸として計算いたします。 ※²：建替の前後において、対象の建物が共同住宅である場合には、「解体した共同住宅の住戸数」又は「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算された補助金額の交付を受けることができます。
c) 申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	☒ 手数料の請求なし ☐ 手数料の請求あり 金額※ ³ ()円 ※手数料を要する場合、これらの費用について【甲】は【乙】に別途説明を行うこと。 ※記載の手数料の他に、証明書の発行費用や振込手数料等について、その負担が発生する可能性があります。 ※³：本住戸の申請手続きに係る手数料
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	☒ 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 建築物の省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベルの概要)についてはこちら ※読み込めない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://www.mlit.go.jp/shoene-label/ 

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙③

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

- 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。
- ① 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
 - ② 本補助金の補助対象となる新築賃貸住宅(以下、「本住宅」という。)について、補助対象が重複していない場合を除き、国庫補助を財源とする他の補助金との併用は行わないこと。
 - ③ 国及び子育てグリーン住宅支援事業事務局(以下、「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、本住宅について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請(以下、「本交付申請」という。)の情報を提供する場合があること。
 - ④ 交付規程等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他の不正な手段(以下、「不適切な行為」という。)により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしてはいけないこと。また、相手が不適切な行為を行っている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに本事務局に報告しなければならないこと。
 - ⑤ 事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や本交付申請の関係者(甲、乙、甲又は乙の取引先、本住宅の管理会社並びに入居者等)に対して、本交付申請の情報を提供し、調査(本住宅への現地確認を含む。)を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
 - ⑥ 甲及び乙は、補助事業の完了から本事務局等が交付規程等で定める取得財産等の処分を制限する期間を経過するまで、本事務局等の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は不当に廃棄した場合、補助金の返還命令の対象となること(本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。)
 - ⑦ 事務局等が、本事業の効果検証を行う場合、甲及び乙は事務局等に協力すること。
 - ⑧ 前各号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられないことがあること。
 - ⑨ 甲から本事務局に提出した乙及び、甲又は乙以外の第三者の個人情報の利用、保存及び管理には、(i)住宅省エネ 2025 キャンペーンのプライバシーポリシー及び(ii)本事業のプライバシーポリシーが適用されること。甲が、乙以外の第三者の個人情報情報を本事務局に提供するに当たっては、当該第三者からその旨、並びに提出された個人情報(前記(i)及び(ii)のプライバシーポリシーに従って利用、保存及び管理されることについて、同意を取得すること。
(i) <https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/privacy/>
(ii) <https://kosodate-green.mlit.go.jp/privacy/>

第2条(申告)

- 甲及び乙は、以下の①及び②に該当しないことを互いに申告する。なお、②については、甲の役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)が該当しないことを含む。
- ① 過去、国庫補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者(団体を含む。)
 - ② 暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者
- 2 乙は、本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む国費が充当された他の補助金の交付を受けていないことを甲に申告する。

第3条(交付申請等)

- 本補助金に係る一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料(交付申請に必要な書類の取得に要する費用等は含まない。以下、「手数料」という。)及びその他諸費用(振込手数料等)の負担が生じる場合、甲はその内訳をよく説明し、本規約に手数料の金額を明記しなければならない。
 - 3 甲及び乙は、本規約締結後交付申請が正しく提出されるまでの間、事務局が本補助金のホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。
 - 4 本補助金の交付後であっても、乙は、所定の要件を満たす入居者募集を行い(第三者に委託して入居者募集を行わせることを含む。)、入居者との賃貸借契約の状況等、当該募集状況等を甲へ報告するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。
 - 5 乙は、本補助金の交付決定を受けた本住宅が、本補助金のホームページ上において「子育てグリーン【賃貸】住宅」として公表されることを確認し、一般消費者から本住宅についての問い合わせがあった場合には適切に当該問い合わせに応じなければならない。

第4条(本補助金の支払と還元)

本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うこと

で交付される。

① 令和7年度末

- ② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日
- 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。
 - ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務(最終支払に限る。)に充当する方法
 - ② 現金で支払う方法(ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限り。)
- 3 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。
- 4 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。
- 5 甲は、第1項の補助金支払日又は令和8年3月31日(以下、「最終支払日」という。)までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することができる。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第5条(本規約の解除)

- 乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより(ただし、合理的な手段により甲に対して通知ができない場合には、本事務局に対して、書面により又は事務局が別途指定する方法によって通知することにより)本規約を解除することができる。
- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、若しくはかかる申立てを行うおそれがあると合理的に乙が判断した場合、又は甲の債権者が甲に対して破産手続開始の申立てを行い、裁判所より破産手続開始決定がなされるおそれがあると乙が合理的に判断した場合
 - ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
 - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知し、その指示に従うものとする。
 - 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

- 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。
- ① 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
 - ② 第1条第2項の⑧により本補助金の交付を受けられない場合
 - ③ 第2条において虚偽の申告をした場合
 - ④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合
- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

第7条(補助金の返還等)

- 第1条第2項の⑧により補助金の交付を受けることができなかった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。
- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
 - 3 事務局等は、第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項に定める補助金の還元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

令和7年6月制定